

航空分野における 新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月14日策定（初版）
同年5月28日改定（第二版）
令和3年4月28日改定（第三版）
同年11月2日改定（第四版）
令和4年7月11日改定（第五版）
同年12月27日改定（第六版）
令和5年3月13日改定（第七版）

定期航空協会
(一社) 全国空港事業者協会

1. はじめに

新型コロナウイルス感染症対策専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月4日）においては、「今後、感染拡大の予防と社会経済活動の両立を図っていくに当たっては、特に事業者において提供するサービスの場面ごとに具体的な感染予防を検討し、実践することが必要になる。社会にはさまざまな業種等が存在し、感染リスクはそれぞれ異なることから、業界団体等が主体となり、また、同業種だけでなく他業種の好事例等の共有なども含め業種ごとに感染拡大を予防するガイドライン等を作成し、業界をあげてこれを普及し、現場において、試行錯誤をしながら、また、創意工夫をしながら実践していただくことを強く求めたい。」とされた。

また、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部決定である「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年5月4日変更版、以下、「政府基本方針」という。）では、「事業者及び関係団体は、今後の持続的な対策を見据え、5月4日専門家会議の提言を参考に、業種や施設の種別ごとにガイドラインを作成するなど、自主的な感染防止のための取組を進めることとし、政府は、専門家の知見を踏まえ、関係団体等に必要な情報提供や助言を行うこととする。」とされた。

これらを受け、専門家会議提言に記載された「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」等に留意しながら、航空分野における当面の対策をとりまとめ、令和2年5月14日に第一版、令和2年5月28日に第二版、さらに国際民間航空機関「ICAO」（※1）に設置されたタスクフォース「CART」（※2）がとりまとめたガイダンス「Take-off」（※3）等に留意して令和3年4月28日に第三版、デルタ株等の変異株の流行等を踏まえ、内容を一部追補し、第四版、基本的対処方針（※4）が一部変更され、身体的距離が確保できないが、会話をほとんど行わない場合のマスク着用の考え方が明確化されたこと等を踏まえ、第五版、第六版の改定をおこなった。

今般、「マスク着用の考え方の見直し」と「着用が効果的な場面の周知等」に関する政府発表（令和5年2月10日）の内容を踏まえ、第七版の改定を行った。政府基本方針（令和3年9月28日変更版）においても、ガイドラインの遵守について記載をされており、航空会社、空港ビル運営会社をはじめとする空港関係事業者は、引き続き本ガイドラインに基づき対応するものとする。

なお、「新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置づけの変更等に関する対応方針について」（令和5年1月27日）の決定により、同年5月8日から新

型コロナウイルス感染症については、感染法上の5類感染症に位置付けられることから、同日をもって本ガイドラインは廃止するものとする。

- ※1 International Civil Aviation Organization
- ※2 Civil Aviation Recovery Task Force
- ※3 Guidance for Air Travel through the COVID-19 Public Health Crisis
- ※4 基本的対処方針に基づく対応 <https://corona.go.jp/emergency/>

2. 感染防止のための基本的な考え方

航空分野に関する、航空機の運航（地上支援を含む）や空港の管理・運営を行う事業者は、航空業界が社会活動を維持するために必要不可欠な物流・運送サービスを担っており、単に感染拡大を防止するだけでなく、最低限の事業継続も確保する必要がある。

このため、新型コロナウイルス感染症の主な感染経路であるエアロゾル感染、飛沫感染と接触感染のそれぞれについて、従業員や旅客等の動線や接触等を考慮した接触の回避や対人距離の確保、換気や消毒の実施等に留意して、徹底した感染予防策を行うこととする。

3. 講じるべき具体的な対策

●従業員等向けの対策

航空分野に係る事業者は、次の点に留意しつつ、従業員・職員向けの感染予防策に取り組むものとする。これは、利用者の感染リスク低減にも資するものである。なお、従業員等向け対策の実施に際しては、日本渡航医学会と日本産業衛生学会の職場対策ガイドも参照とすること。

（日本渡航医学会 HP：<https://plaza.umin.ac.jp/jstah/index2.html>

日本産業衛生学会 HP：<https://www.sanei.or.jp/>）

（1）健康管理

- ・ 従業員等に対し、（各社で定める様式や健康観察アプリ等を用い、）出勤前に、体温や症状の有無を確認させるとともに、発熱（例えば平熱よりも1度以上）の有無や風邪症状が見られる場合、保健所・自治体等から濃厚接触者の認定を受けた場合は自宅待機とすること。また、勤務中に発熱等や風邪症状が見られた従業員等についても、直ちに帰宅させ、自宅待機とすること。
- ・ 従業員のマスクの着脱については、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう周知すること。
- ・ 乗務中に発熱や風邪症状が見られた場合は、当該乗務員はただちに業務を停止し、マスク（不織布マスクが望ましい）を着用の上、旅客または他の乗務員と一定の距離を保つこと。パイロットの場合は、業務停止によるリスク評価ののち、目的地変更等の必要な措置をとること。着陸次第、所属事業者の医療担当者や現地保健当局の指示に従うこと。

※乗継地にて症状が確認された場合は当該国の防疫措置に従うこと。必要に応じて、診察及び乗務員が拠点とする国への送還に関する適切な方法について、当該国へ支援を求めること。

※抗原簡易キットの導入を検討する場合は、厚生労働省の薬事承認した検査キットを利用するものとし、厚生労働省のホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する検査について」を参照すること。

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00132.htm)

- ・発熱や風邪症状により自宅待機となった従業員に対しては、かかりつけ医等身近な医療機関に電話で相談をすること。

(厚生労働省 各都道府県における、相談・医療体制に関する情報や受診・相談センターHP :

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/covid19-kikokusyasessyokusya.html)

<パイロットのワクチン接種について>

- ・パイロットのワクチン接種については、国土交通省航空局が発出する「航空機乗組員における新型コロナワクチン接種の取扱いについて」(令和3年2月15日)に基づき、ワクチン接種後少なくとも48時間経過するまで航空業務に従事しないこと。
- ・同通知に基づき、ワクチン接種により、副反応があった場合は、それが消失したことを指定医又は乗員健康管理医によって確認されること(48時間以内に消失した場合を含む)。

(2) 通勤

- ・感染拡大期においては、テレワーク(在宅やサテライトオフィスでの勤務)、時差通勤、ローテーション勤務(就労日や時間帯を複数に分けた勤務)、変形労働時間制など、様々な勤務形態や通勤方法を検討すること。
- ・公共交通機関を利用する従業員等には、通勤ラッシュ時など、混雑した電車やバス(*)に乗車する時はマスクの着用を推奨する。

※概ね全員の着席が可能であるもの(新幹線、通勤ライナー、高速バス、貸切バス等)を除く。

(3) 勤務

- ・ 建物全体や個別の作業スペースについて、可能であれば常時換気あるいはこまめな換気に努めること。なお、機械換気の場合は窓開放との併用は不要である。換気状況の確認にCO2モニター等を活用する方法もある。
- ・ 従業員等に対し、定期的な手指消毒を徹底すること。
- ・ 従業員等のロッカールームの利用にあたり、混雑や接触を可能な限り抑制すること。

(4) 休憩・休息

- ・ 休憩スペース、食堂等を使用する際は、入退室の前後の手指消毒を徹底すること。
- ・ 喫煙を含め、休憩・休息をとる場合や飲食する屋内休憩スペースについては、3つの密を防ぐよう留意すること。

・

(5) 設備・器具

- ・ 建物全体や個別の業務スペースの適切な換気に努めること。

(6) 従業員等の意識向上

- ・ 発熱、咳、咽頭痛や味覚・嗅覚障害といった新型コロナウイルス感染症にみられる症状以外の症状も含め、体調に思わしくない点がある場合、各種休暇制度や在宅勤務の利用を奨励すること。
- ・ 感染者、医療関係者、海外からの帰国者、その家族、児童等の人権に配慮すること。なお、新型コロナウイルス感染症から回復した従業員やその関係者、ワクチン接種を受けていない従業員が、事業場内で差別されることなどがないよう、従業員に周知啓発すること。また、感染症から回復した従業員の円滑な職場復帰のための十分な配慮を行うこと。

●利用者がいる場面における対策

航空分野に係る事業者は、次のとおり、利用者がいる場面における感染予防策に取り組むものとする。

利用者や旅客と対応する従業員等のマスクの着脱については、個人の判断に委ねることを基本とし、本人の意思に反してマスクの着脱を強いることがないよう対応すること。

(1) 空港における感染拡大予防策

空港における各スペース・設備の管理者は、次の取り組みに留意しつつ、ターミナルビル管理者や航空会社と連携して感染予防策に取り組むとともに、これらの対応を行うことについて、航空会社や空港のHP等において、利用者に対して事前周知を行うこと。

① ターミナルビル全般

- ・ ホームページ等により、感染拡大予防に関する注意喚起を利用者へおこなうこと。
- ・ 発熱等の症状がある場合は、航空便の利用を厳に慎んでいただくことについて、ターミナルビル館内アナウンス等を活用して利用者に周知すること。
- ・ 利用者が手指消毒に利用可能な消毒液等については、ターミナルビル入口など適切な場所に設置すること。
- ・ 強風等やむを得ない場合を除き、自動ドアを優先的に運用し、手動で開閉するドアの運用は必要最小限とすること。
- ・ 他人と共用する物品や手が頻回に触れる箇所を工夫して最低限にすること。

② ターミナルビル出入口

- ・ 入口におけるポスター掲示等により、発熱や軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある人は入館しないよう呼びかけること。

③ ターミナルビル（出発フロア・保安検査前旅客向け／到着フロア）

- ・ 可能な限り適切な換気を行うこと。
- ・ テーブル・椅子について、「三つの密」のいずれも回避する観点から、人と人とが触れ合わない間隔を保って利用すること。
- ・ チェックインカウンター、自動チェックイン機、手荷物預け所など、旅客

が列を作る場所(滞留のモニタリングを推奨する。以下同様)については、人と人とが触れ合わない間隔を保って並ぶよう促すこと。また、列に並ぶこと自体をなくすため、空港到着前や非接触によるチェックインや自動チェックイン機・自動手荷物預け機の利用を促すこと。

- ・円滑な搭乗手続きのため、航空機内の頭上荷物棚に収納が必要な機内持ち込み手荷物は必要最小限に抑えるよう促すこと。
- ・チェックインカウンター、二次交通機能のカウンター、案内所等については、必要に応じ、アクリル板や透明ビニールカーテン等により、従業員と旅客の間を遮蔽すること。ただし、人と人とが触れ合わない間隔を保てる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等で遮蔽する必要はない。
- ・旅客と応対する従業員のマスクの着脱は、個人の判断に委ねることを基本とし、手袋等を装着する際には、適時交換すること。また、始業時、休憩前後、終業時など、こまめに手洗い等を行うこと。
- ・自動チェックイン機、旅客案内用のタッチパネル、椅子の背もたれ、テーブル、公衆電話、手すり、エレベーターのボタン、手荷物カート、ベビーカー、車いす等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行うこと。
- ・旅客への呼びかけについては、館内放送等を活用すること。
- ・現在、主要な空港において、国内線旅客に対するサーモグラフィーを用いた体温測定を実施しているところであるが、今後も、サーモグラフィー等により体温測定を実施することが望ましく、少なくとも体調不良と思われる旅客が確認された場合は、必ず体温測定を実施すること。体温測定の結果、発熱があり（目安として37.5度以上、または37.5度未満でも平熱よりも高い）、咳や倦怠感等の症状が見られるなど感染症が疑われる場合は、航空会社は当該旅客に対して搭乗のとりやめを要請すること。

④保安検査場

- ・可能な限り適切な換気を行うこと。
- ・空きレーンが多い場合については、保安検査業務の効率性を損なわない範囲で、運用レーン同士の間隔を空けること。また、混雑している場合は、可能な限り従業員や乗務員の検査レーンを確保し、保安検査を実施すること。

- ・ 保安検査従事者のマスクの着脱は、個人の判断に委ねることを基本とし、手袋等を装着する際は、適時交換すること。また、始業時、休憩前後、終業時など、こまめに手洗い等を行うこと。
- ・ 保安検査場を通過した（又は通過前の）旅客に対して、手指のアルコール消毒を要請すること。
- ・ 搭乗券スキャナー、トレイ等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて機器に支障のない範囲で消毒を行うこと。
- ・ 人と人とが触れ合わない間隔を保って並ぶよう促すこと。また、長蛇の列とならないよう、必要に応じ、並ぶ人数を制限すること。併せて、ポスター掲示等により、旅客同士の会話を控えるよう促すこと。
- ・ 保安検査基準の遵守を前提として、検査員と旅客・手荷物の接触が必要最小限となるように検査を実施すること。その際、旅客の顔を確認する必要がある場合は、人と人とが触れ合わない間隔を保った上で一時的にマスクを外すよう求めてよい。
- ・ 追加検査を実施する場合には、プライバシーを確保するために別に設けている保安検査場所があれば、必要に応じて活用すること。

⑤ターミナルビル（出発フロア・保安検査後旅客向け）

- ・ 可能な限り適切な換気を行うこと。
- ・ テーブル・椅子について、「三つの密」のいずれも回避する観点から、人と人とが触れ合わない間隔を保って利用すること。
- ・ 旅客向けカウンター、搭乗口前、バスゲート前など、旅客が列を作る場所については、人と人とが触れ合わない間隔を保って並ぶよう促すこと。併せて、円滑に旅客誘導できるよう工夫に努めること。
- ・ 旅客向けカウンター等については、必要に応じ、アクリル板や透明ビニールカーテン等により、従業員と旅客の間を遮蔽すること。ただし、人と人とが触れ合わない間隔を保てる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等で遮蔽する必要はない。
- ・ 待機している旅客が密集しないよう誘導等の必要な対応を取ること。
- ・ 旅客と対応する従業員のマスクの着脱は、個人の判断に委ねることを基本とし、手袋等を装着する際は、適時交換すること。また、始業時、休憩前後、終業時など、こまめに手洗い等を行うこと。
- ・ 旅客案内用のタッチパネル、椅子の背もたれ、テーブル、公衆電話、手すり、エレベーターのボタン等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行うこと。

- ・ 旅客への呼びかけについては、館内放送等を活用すること。

⑥ランプバス車内

- ・ バス車内における旅客と対応する従業員のマスクの着脱は、個人の判断に委ねることを基本とする。
- ・ バス車内の混雑状況により、会話を控えるよう呼びかけるとともに、車内空調システムの作動や、天候を考慮しつつ、可能な限り窓開けによる換気を行うこと。
- ・ 車内の手すり等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行うこと。

⑦入出国審査場・手荷物受取所等（到着フロア）

- ・ 可能な限り適切な換気を行うこと。
- ・ テーブル・椅子について、「三つの密」のいずれも回避する観点から、人と人とが触れ合わない間隔を保って利用すること。
- ・ 入出国審査場前、ラウンドテーブル付近など、人が列を作る場所や密集が見込まれる場所については、人と人とが触れ合わない間隔を保って並ぶよう促すこと。併せて、ポスター掲示等により、旅客同士の会話を控えるよう促すこと。
- ・ 旅客向けカウンター等については、必要に応じ、アクリル板や透明ビニールカーテン等により、従業員と旅客の間を遮蔽すること。ただし、人と人とが触れ合わない間隔を保てる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等で遮蔽する必要はない。
- ・ 手荷物カート、テーブル、手すり等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行うこと。

⑧レストラン・売店等

- ・ 可能な限り適切な換気を行うこと。
- ・ 利用者のマスクの着脱は、個人の判断に委ねることを基本とすること。
- ・ 利用者が手指消毒に利用可能な消毒液等については、入口など適切な場所に設置すること。
- ・ 入口には、発熱や咳など異常が認められる場合は入店をお断りさせていただき旨を掲示すること。
- ・ レジについては、人と人とが触れ合わない間隔を保って並ぶよう促すこと。キャッシュレス決済の導入を検討すること。

- ・ レストランやフードコートのテーブル・座席については、人と人が触れ合わない間隔を保つよう努めること。
- ・ アクリル板や透明ビニールカーテン等により、必要に応じ、店員と利用者の間を遮蔽すること。また、対面で座らないようにするかアクリル板などで遮蔽すること。ただし、人と人が触れ合わない間隔を保てる場合は、アクリル板や透明ビニールカーテン等で遮蔽する必要はない。
- ・ 喫煙所や子供の遊び場等、旅客が密集する可能性の高い場所は、必要に応じて使用人数を制限することや、一時閉鎖、注意喚起のポスター掲示等の必要な対応を取り、「三つの密」のいずれも防ぐことを徹底すること。
- ・ 店員のマスクの着脱は、個人の判断に委ねることを基本とし、手袋等を装着する際は、適時交換すること。また、始業時、休憩前後、終業時など、こまめに手洗い等を行うこと。
- ・ 手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄・消毒するなど特段の対応を図ること。
- ・ レジ、テーブル、イス、パーティション、メニューブック、タッチパネル、卓上備品等の高頻度接触部位については、利用頻度に応じて消毒を行うこと。

⑨トイレ

- ・ 不特定多数が触れる場所は、通常よりも清掃回数の頻度を上げて、消毒を行うこと（トイレの区画の出入口にドアがある場合、非接触システムが導入されていることが望ましい）。ハンドドライヤーは、清掃、消毒等適切に実施して使用すること。

（2）航空機内における感染拡大予防策

航空機の運航者は、次の取り組みに留意して、感染予防策に取り組むとともに、対応内容について、航空会社や空港のHP等において、利用者に対して事前周知を行うこと。

また、航空機については、飛行中において機内の全空気が約3分で常時入れ替わるものとなっており、この空気の機内循環が換気の役割を果たしていることを引き続きPRすること。

① 機内座席

- ・ 旅客のマスクの着脱は、個人の判断に委ねることを基本とすること。

※酸素マスクの着用が必要な緊急時などはこれに限らず適切に指示すること。

<機内での発症者への対応>

- ・ 航空機内における体調不良の方（息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等が見られる者など）への対応の概要について、航空会社のHP等において、利用者に対して事前周知を行うこと。
- ・ 当該者に応対する乗務員を指定するとともに、応対が終わった際は適切に消毒すること。消毒するまでは、コックピット等に不用意に立ち入らないこと。
- ・ 到着後は、当該者は降機する前に現地の保健当局の手順に従って診察されること。
- ・ 到着後に感染者が判明した場合について、保健所の指示に従い、周辺旅客の情報を提供するなど適切に対応すること。

※高齢者や持病のある方については、感染した場合の重症化リスクが高いため、対応する従業員においても、より慎重で徹底した対応を検討すること。

② 機内食・飲料等サービス

- ・ 客室乗務員のマスクの着脱は、個人の判断に委ねることを基本とし、手袋等を装着する際は、適時交換すること。

③ 機内トイレ

- ・ 利用者に利用後の手洗いの徹底を呼びかけること。
- ・ ドアノブや水道の蛇口など、利用者が触れる場所は、定期的に洗浄を行うこと。

④ 機内消毒

- ・ （上記機内トイレのほか、）座席のテーブル、肘掛け、モニター画面やコントロールパネルなど、利用者がよく触れる箇所は、消毒を行うこと。
- ・ 客室へ感染リスクを流入させることがないように、駐機中に操縦室の清掃と消毒を適切な頻度で行うこと（運航中に消毒を行う必要がある場合には、運航の安全が確保された状態で行うこと）。

●その他の感染拡大防止に関する留意事項

事業者は、従業員向けの対策、利用者向けの対策に加え、次の取り組みに留意する。

(1) 空港施設の取扱いに関する留意事項

- ・ 使用を停止しているボーディングブリッジやエレベーター等の電気機械設備は、その再稼働時に安全上問題がないよう、定期的に点検すること。点検時に、感染症に関する特別な手順が発生する場合は、適切に対処すること。
- ・ 給気系統、給水系統は定期的に点検すること。

(2) 航空機の取扱いに関する留意事項

<航空機の消毒>

- ・ 消毒方法や消毒剤については、各国での規則の違い等に留意し、必要に応じて航空機メーカーへ相談すること。
- ・ 消毒剤を長期的に使用した場合の設備への損傷等の影響は基づくデータがないため、損傷等が確認された場合はただちに航空機メーカーへ相談すること。
- ・ 紫外線による消毒はこれまでの消毒手順の補完として用いることができるが、ライトに暴露されている部分のみに効果があることに留意し、機体の素材に適合するか必要に応じて航空機メーカーへ相談すること。
- ・ 消毒作業中に機器のスイッチ（ON/OFF）が切り替わってしまう可能性があるため、乗務員は運航の前にすべてのスイッチや制御機器が正しい位置にあるか確認する、もしくは可能な限り消毒作業後の確認作業について、手順書を作成すること。

※消毒に関する手順等について WHO が出版する以下のガイドラインも参照すること。(URL : <https://www.who.int/publications/i/item/cleaning-and-disinfection-of-environmental-surfaces-inthe-context-of-covid-19>)

<航空機内の換気>

- ・ 運航上必要な場合を除き、航空機内の換気を維持すること。
- ・ PCA（プレコンディショニングエア）等の屋外で使用する機器の電源は適切に確保すること。

- ・ 駐機中は空調システムのない航空機の場合、出入り口等可能な限り航空機のドアを開けたままにする等、機内の換気を工夫すること。
- ・ 駐機中はPCA やGPU（地上動力装置）が使用できる場合は、APU（補助動力装置）の電源を切ることができるが、航空機のHEPA フィルター（高性能フィルター）を通した空気の再循環が維持できない場合には、航空機のエアコンシステム、PCA、GPU 等のその時々で運用可能な仕組みで適切に換気を実施すること。
- ・ 客室全体の換気能力が最適なものとなるよう、HEPA フィルターを用いて空気を再循環させ、環境制御システムやハイフロー機能等を最大限活用すること。HEPA フィルターの設置がない場合、アウトフローバルブが作動しない場合は、航空機メーカーから換気能力に関して必要に応じた助言を受けること。
- ・ フィルターの交換等は通常のメンテナンスの手順に従えばよいが、追加的に消毒等が必要かどうか、航空機メーカーと相談すること。

(3) 有害廃棄物に関する留意事項

- ・ 航空機内の利用者または乗務員に感染の疑いのある症状を示す者がいない場合はマスクを含み通常のごみとして扱ってよい。ただし、明らかにマスク等が体液等で汚れている場合はこの限りでない。
- ・ 航空機内の利用者または乗務員に感染の疑いのある症状を示す者がいた場合、当該者が使用もしくは応対に使用された全ての物資（食べかけの食事やペーパータオル、マスク等の使い捨て物資を含む）は有害廃棄物として取り扱うこと。
- ・ 有害廃棄物はプラスチック袋に二重に梱包されるか、専用の袋に梱包すること。その際、ウイルス粒子の空中拡散を防ぐため、消毒剤は振りかけないこと。
- ・ 航空機内及び空港において、関連する従業員は有害廃棄物の処理手順を心得るとともに、必要に応じて関係者間で計画・手順書を作成すること。

★ 以上の内容（特に「利用者向けの対策」部分）の実施について、各空港において、このガイドラインを参考に、関係者間で協議の上、対応することが望ましい。

(以上)